報告４号

議案第４０号

長野市立学校職員等の旅費に関する条例

上記の議案を提出する。

令和８年２月２５日

提出者　長野市長　　荻　　原　　健　　司

長野市立学校職員等の旅費に関する条例

長野市立学校職員等の旅費に関する条例（昭和41年長野市条例第97号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条―第７条）
第２章　内国旅行の旅費（第８条―第19条）
第３章　外国旅行の旅費（第20条）
第４章　雑則（第21条―第25条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第35条及び地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第24条第５項の規定に基づき、公務のために旅行する学校職員（長野市立学校職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第96号）第２条第１項に規定する学校職員をいう。以下「職員」という。）等に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 内国旅行　本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。次号において同じ。）における旅行をいう。

(2) 外国旅行　本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この号において同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

(3) 出張　職員が公務のため一時その在勤校を離れて旅行することをいう。

(4) 赴任　新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため、住所又は居所から在勤校に旅行することをいう。

(5) 帰住　職員が死亡した場合において、その遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(6) 家族　職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(7) 遺族　職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 旅行役務提供者　旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第 239号）第６条の４第１項に規定する旅行業者をいう。）その他の長野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める者（以下「旅行業者等」という。）であって、本市と旅

行役務提供契約（旅行業者等が本市に対して旅行に係る役務その他の教育委員会が定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、本市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第３条　職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し旅費を支給する。

２　職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職となった場合（その退職、免職、失職又は休職に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、その職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、その職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、その職員の遺族が死亡の日の翌日から３月以内にその居住地を出発して帰住したときには、その遺族

３　職員以外の者が、教育委員会の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し長野市職員等の旅費支給条例（令和７年長野市条例第46号）の例による旅費を支給する。

４　前３項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第３項の規定により旅行命令等を変更（取消しを含む。同項において同じ。）され、又は死亡した場合その他教育委員会が定める場合において、その旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で教育委員会が定める基準によるものを旅費として支給することができる。

５　第１項から第３項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他教育委員会が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合において、そのことが故意又は過失によるものでないと証明されたときは、その喪失した旅費額の範囲内で教育委員会が定める基準による金額を旅費として支給することができる。

６　第１項から第４項までに規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第４条　前条第１項又は第３項の規定に該当する旅行は、教育委員会若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

２　旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

３　旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、既に発した旅行命令等を変更する必要がある場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

４　出張に係る旅行命令等における発着地は、在勤校又は職員の居住地とする。

（旅費の計算）

第５条　旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

（旅費の請求手続）

第６条　旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、教育委員会が定める請求書に教育委員会が必要と認める資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者（以下「支出者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、教育委員会が必要と認める資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

２　概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後教育委員会が定める期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

３　支出者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、教育委員会が定める期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

４　支出者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第２項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与（教育委員会が定めるものに限る。）又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

（旅費の種目及び内容）

第７条　旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊料、包括宿泊費、食卓料、旅行雑費、移転料、着後手当、移転雑費及び家族移転料とし、これらの内容については、次章の定めるところによる。

第２章　内国旅行の旅費

（鉄道賃）

第８条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第１条第１項に規定する軌道その他教育委員会が定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から

第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（船賃）

第９条　船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第 187号）第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他教育委員会が定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第４号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前３号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（航空賃）

第10条　航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第 231号）第２条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他教育委員会が定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前２号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第11条　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、公務のため必要とするものに限る。）の額（第４号に掲げる費用の額は、教育委員会が定める額に限る。）の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第 183号）第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第３条第１号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
(3) 前２号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用（次号に掲げるものを除く。）
(4) 自家用車を利用する移動に要する費用
(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊料）

第12条　宿泊料は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して教育委員会が定める額（次条において「宿泊料基準額」という。）とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合として教育委員会が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第13条　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第８条から第11条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊料基準額の合計額とする。

（食卓料）

第14条　食卓料は、宿泊を伴う旅行に必要な食費に充てるための費用とし、その額は、教育委員会が定める額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、現に支払った食費の額とする。

２　移動中に宿泊する場合の食卓料は、前項の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転料のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、支給しない。

（旅行雑費）

第15条　旅行雑費は、旅行に要する費用とし、その額は、通信費その他の教育委員会が定める雑費について、現に支払った額による。

（移転料）

第16条　移転料は、赴任に伴う移転に要する費用とし、その額は、移転の実態を勘案して教育委員会が定める方法により算定される額とする。

２　前項に規定するもののほか、赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項及び第19条において同じ。）を移転しなかった職員が赴任を命ぜられた日の翌日から１年以内に家族を移転する場合の移転料の額は、同項の規定に準じて算定した額による。

３　旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

（着後手当）

第17条　着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、住宅の借受け等に要する額とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受ける際に要した費用として教育委員会が定める額
(2) 赴任後直ちに自ら居住するための住宅に入居できない場合その他の特別の事情がある場合には、当該特別の事情がある期間に係る宿泊料及び食卓料に相当する額。ただし、宿泊料に相当する額については、５泊分を超える場合にあっては５泊分とし、食卓料に相当する額については、５夜分を超える場合にあっては５夜分とする。

（移転雑費）

第18条　移転雑費は、赴任に伴う住所又は居所の移転に要する費用とし、その額は、教育委員会が定める額とする。

（家族移転料）

第19条　家族移転料は、赴任を命ぜられた日における家族の旧居住地から新居住地までの移転に要する費用とし、その額は、家族１人ごとに次に掲げる額とする。
(1) その移転の際の年齢に応じて第８条から第11条までの規定に準じて算定した鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額
(2) 職員相当の宿泊料、包括宿泊費及び食卓料並びに着後手当（宿泊料及び食卓料に相当する部分に限る。）の額

２　職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、家族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における家族とみなして、前項の規定を適用する。

第３章　外国旅行の旅費

（外国旅費）

第20条　外国旅行の旅費は、第７条の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第 114号）及びこれに基づく命令の規定に準じて計算した額の旅費とする。

第４章　雑則

（旅費の支給額の上限額）

第21条　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第11条第４号に掲げる費用を除く。）（家族移転料のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第８条第１項各号、第９条第１項各号、第10条第１項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、第５条及び第８条から第11条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

２　宿泊料、包括宿泊費、移転料、着後手当（食卓料に相当する部分を除く。）及び家族移転料（食卓料に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第５条、第12条、第13条、第16条、第17条及び第19条第１項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第22条　教育委員会は、旅行者が教育委員会以外の者から旅費の支給を受ける場合そ

の他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

２　教育委員会は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、教育委員会が定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第23条　教育委員会は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第３項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第３項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、その職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

２　災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により長野市立学校職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第96号）第14条の７第１項第１号に規定する週休日等（以下この項において「週休日等」という。）における勤務又は週休日等以外の日の長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和41年長野市条例第17号）第５条第１項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ぜられた職員が、当該勤務のため旅行した場合には、その職員に対し、当該旅行に要した費用を旅費として支給することができる。

３　第４条第１項の規定は、前項の規定に該当する旅行について準用する。

（旅費の返納）

第24条　支出者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく長野市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

２　旅行者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与（教育委員会が定めるものに限る。）又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

（委任）

第25条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の長野市立学校職員等の旅費に関する条例（以下この項から第５項までに

おいて「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第４条第１項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の長野市立学校職員等の旅費に関する条例（以下この項及び第４項において「旧条例」という。）第４条第１項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第４条第１項に規定する旅行命令権者が同条第３項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

３　新条例第３条第２項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

４　新条例第３条第４項及び第５項の規定は、これらの項に規定する者が同条第１項から第３項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第３条第１項から第３項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

５　新条例第24条の規定は、新条例又はこれに基づく教育委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

６　外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年長野市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第７条中「昭和41年長野市条例第97号」を「令和８年長野市条例第　号」に改める。

議案第４０号

長野市立学校職員等の旅費に関する条例~~（案）~~要綱

教育委員会事務局学校教育課

事　　項	説　　明
1　改正の理由	公務のために旅行する長野市立学校の学校職員（以下「学校職員」という。）等に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的として、長野市立学校職員等の旅費に関する条例の全部を改正するもの
2　条例（案）の内容	主な内容は、次のとおり (1) 学校職員が出張し、又は赴任した場合には、当該学校職員に対し旅費を支給するものと定める。 (2) 学校職員以外の者が、長野市教育委員会の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給するものと定める。 （以上第３条関係） (3) 旅行命令及び旅行依頼について定める（第４条関係）。 (4) 旅費の計算方法について定める（第５条関係）。 (5) 旅費の請求手続について定める（第６条関係）。 (6) 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊料、包括宿泊費、食卓料、旅行雑費、移転料、着後手当、移転雑費及び家族移転料（以下「鉄道賃等」という。）とするものと定める（第７条関係）。 (7) 鉄道賃等の支給額について定める（第８条、第９条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条関係）。 (8) 外国旅行の旅費について定める（第20条関係）。 (9) 旅費の支給額の上限について定める（第21条関係）。 (10) 旅費の調整について定める（第22条関係）。 (11) 旅費の返納について定める（第24条関係）。 (12) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正（附則第６項関係）
3　施行期日等	令和８年４月１日から施行する。
4　審議状況	(1) 法規審査委員会の決定　　２月　３日 (2) 庁　議　の　決　定　　２月　９日